

第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和2年6月4日（木）

8時45分～

会 場 庁議室兼防災対策室

1 新型コロナウイルス感染症に伴う本市の対応について

2 その他

1 福島市の感染者等の現状について

項目	現状	備考
①患者数	19人 (入院中2人、退院17人)	R2.6.2現在
②帰国者・接触者 外来受診者数	551人	R2.6.2現在
③PCR検査実施数 結果	653人※ 陽性19人 陰性634人	R2.5.30現在 ※検査数に退院 のための検査は含 まれておりません。

2 相談状況

(1) 相談窓口別対応状況（～R2.6.2）

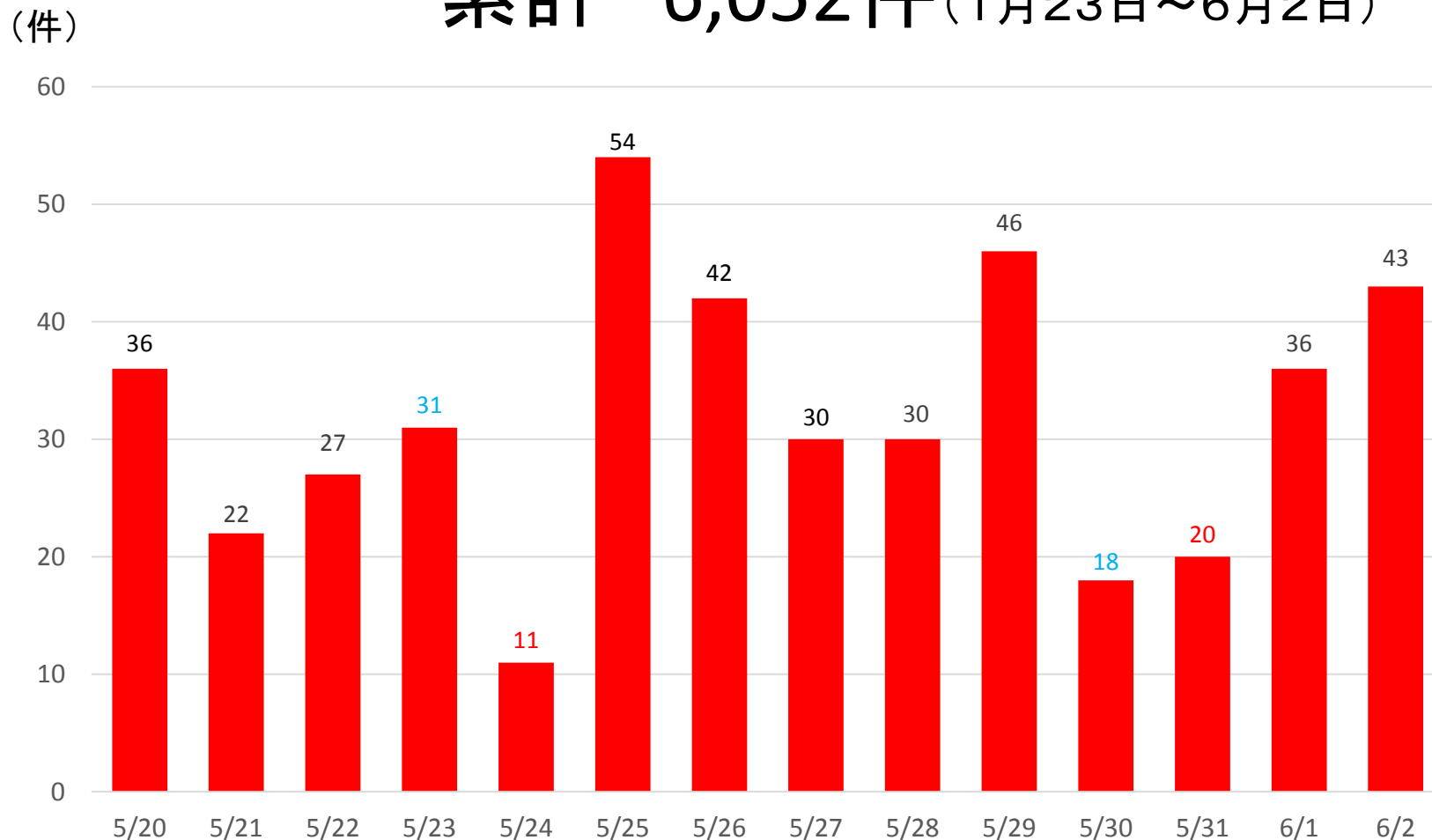
相談窓口	市民	病院	計
新型コロナウイルス感染症に関する相談専用電話 ※ (令和2年2月5日開設)	3,161	104	3,265
帰国者・接触者相談センター (令和2年2月7日開設)	2,599	188	2,787

※ 2月4日以前に受けた新型コロナウイルス感染症保健所相談電話も含む
なお、4月21日から「一般相談(コールセンター)」として県内一括で業務を委託。

2 相談状況

(2) 市民等からの相談対応状況

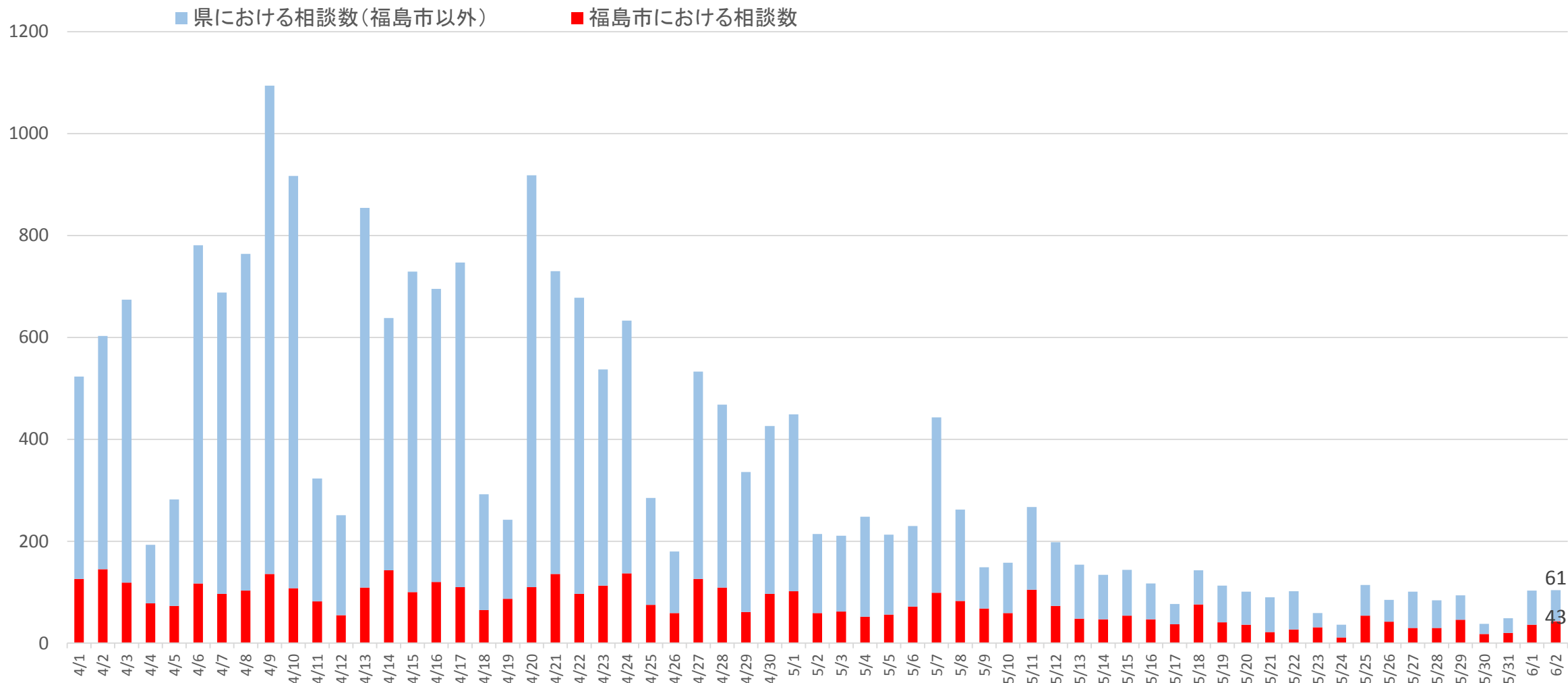
累計 6,052件 (1月23日～6月2日)



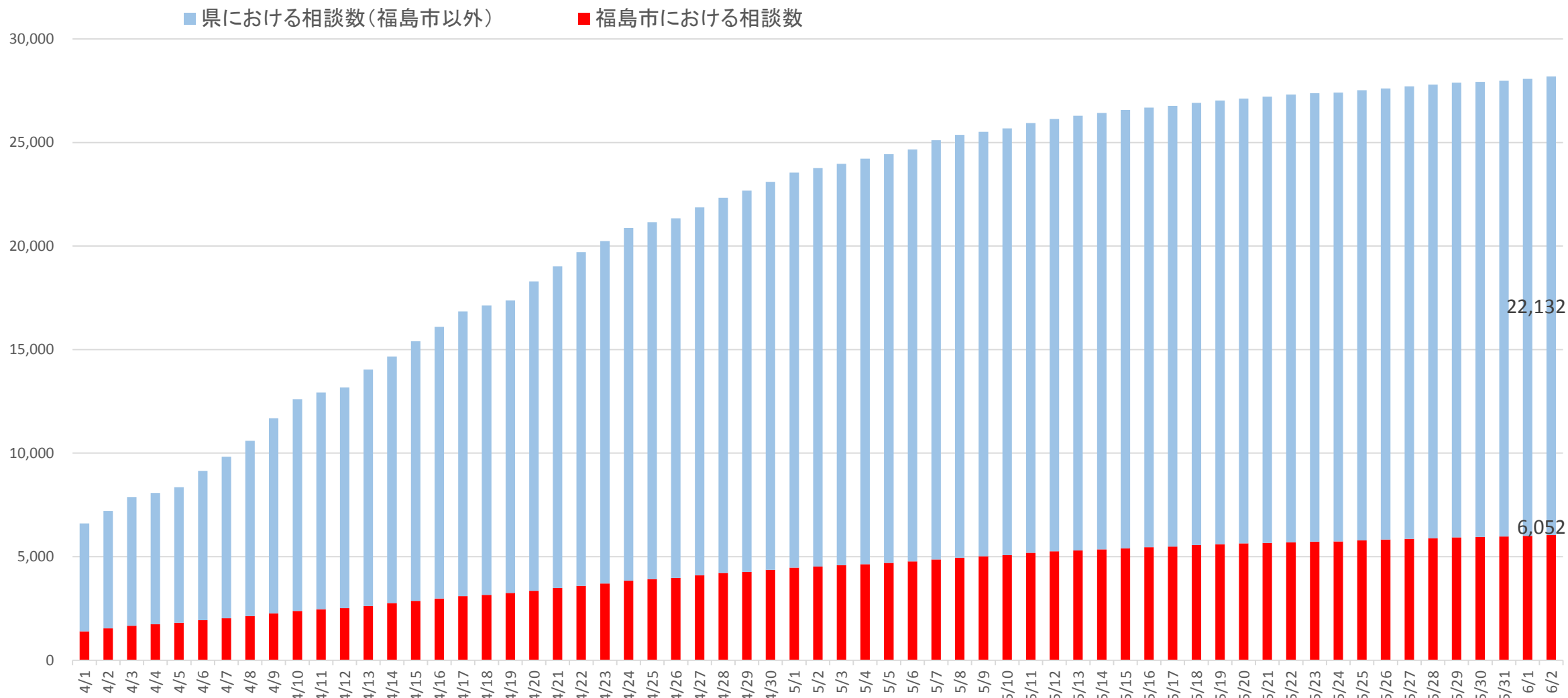
【主な相談内容】

- 自身の健康相談について
- PCR検査の実施について

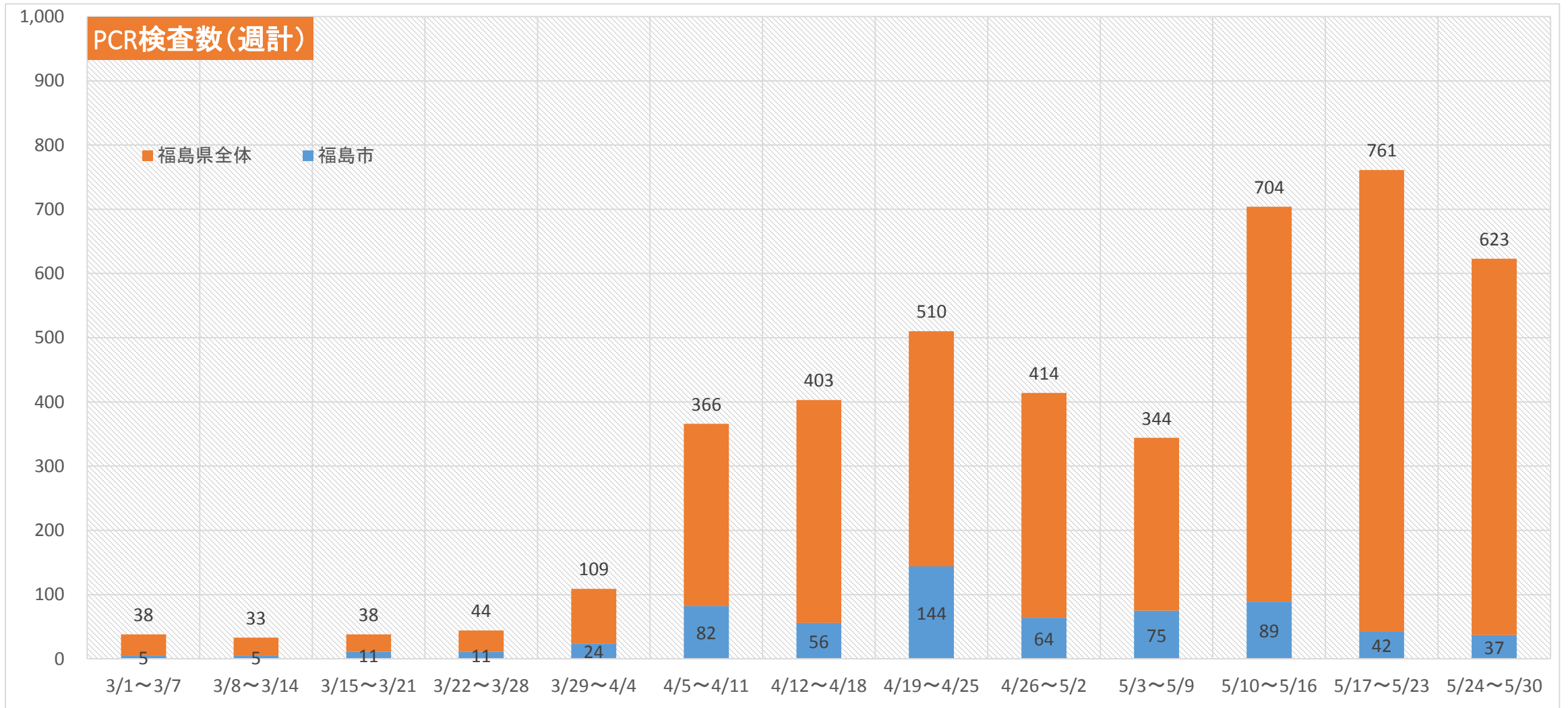
3 相談件数の推移(日計)



3 相談件数の推移(累計)



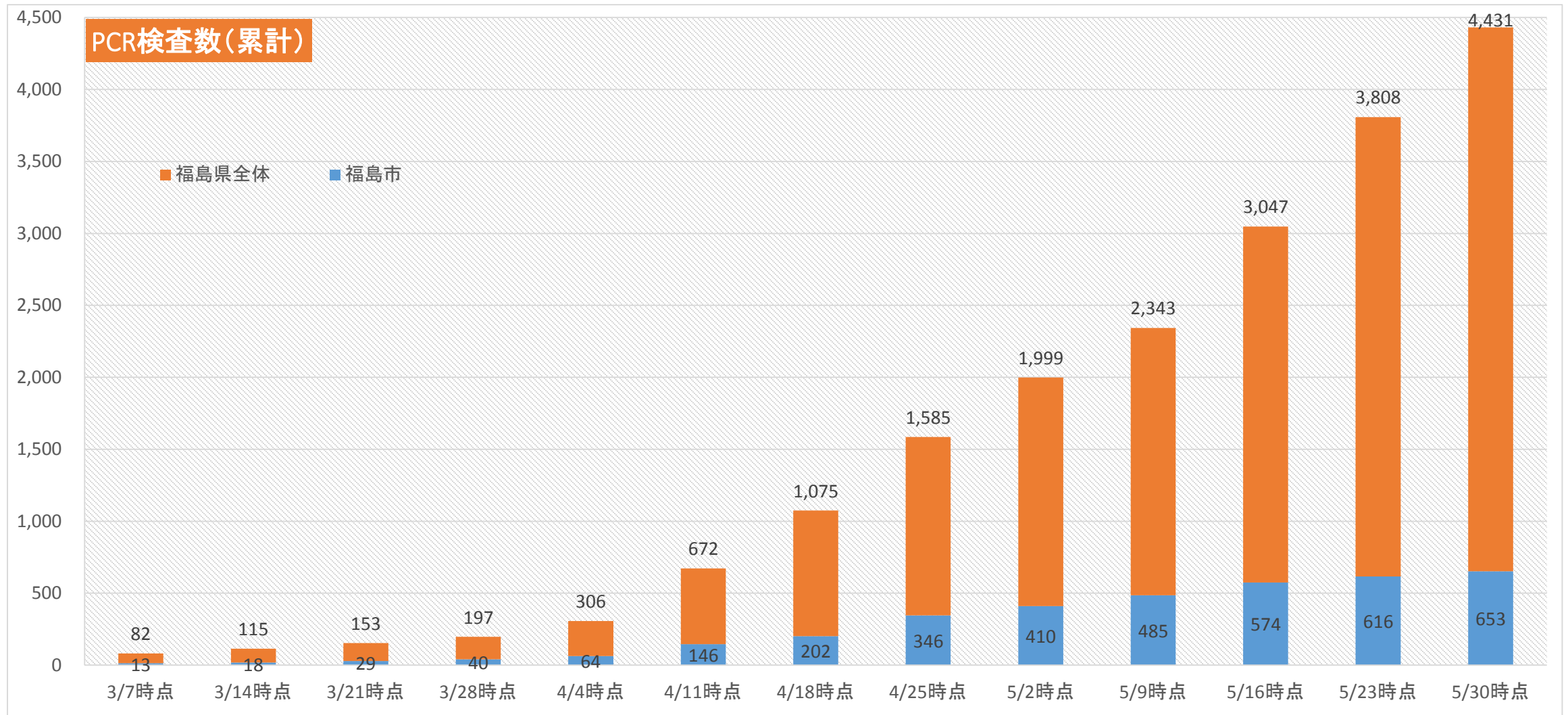
4 PCR検査状況の推移(週計)



※上記検査数に退院のための検査は含まれておりません。

福島市の検査数には福島市以外の機関(衛生検査所等)で検査した分も含みます。

4 PCR検査状況の推移(累計)

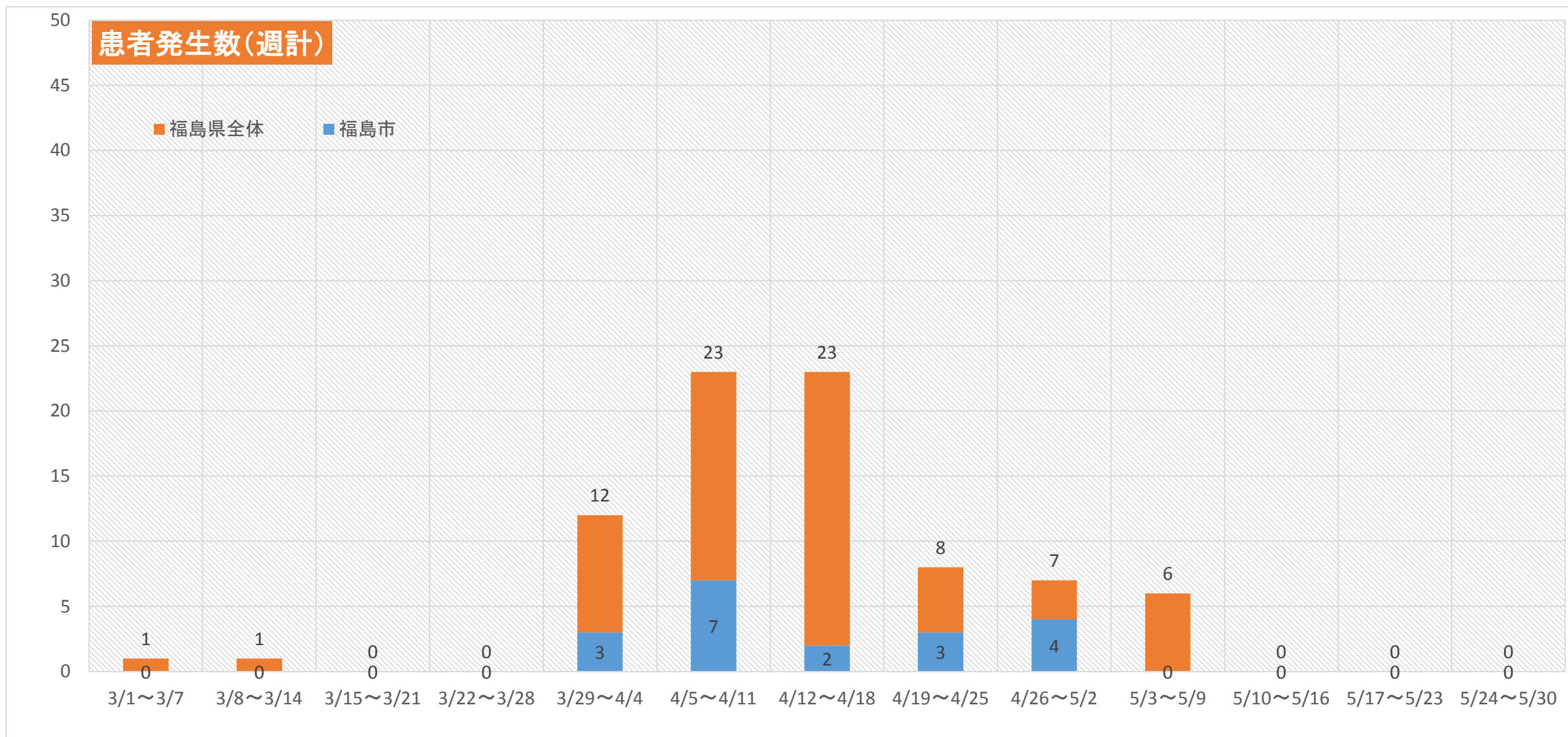


※上記検査数に退院のための検査は含まれておりません。

福島市の検査数には福島市以外の機関(衛生検査所等)で検査した分も含みます。

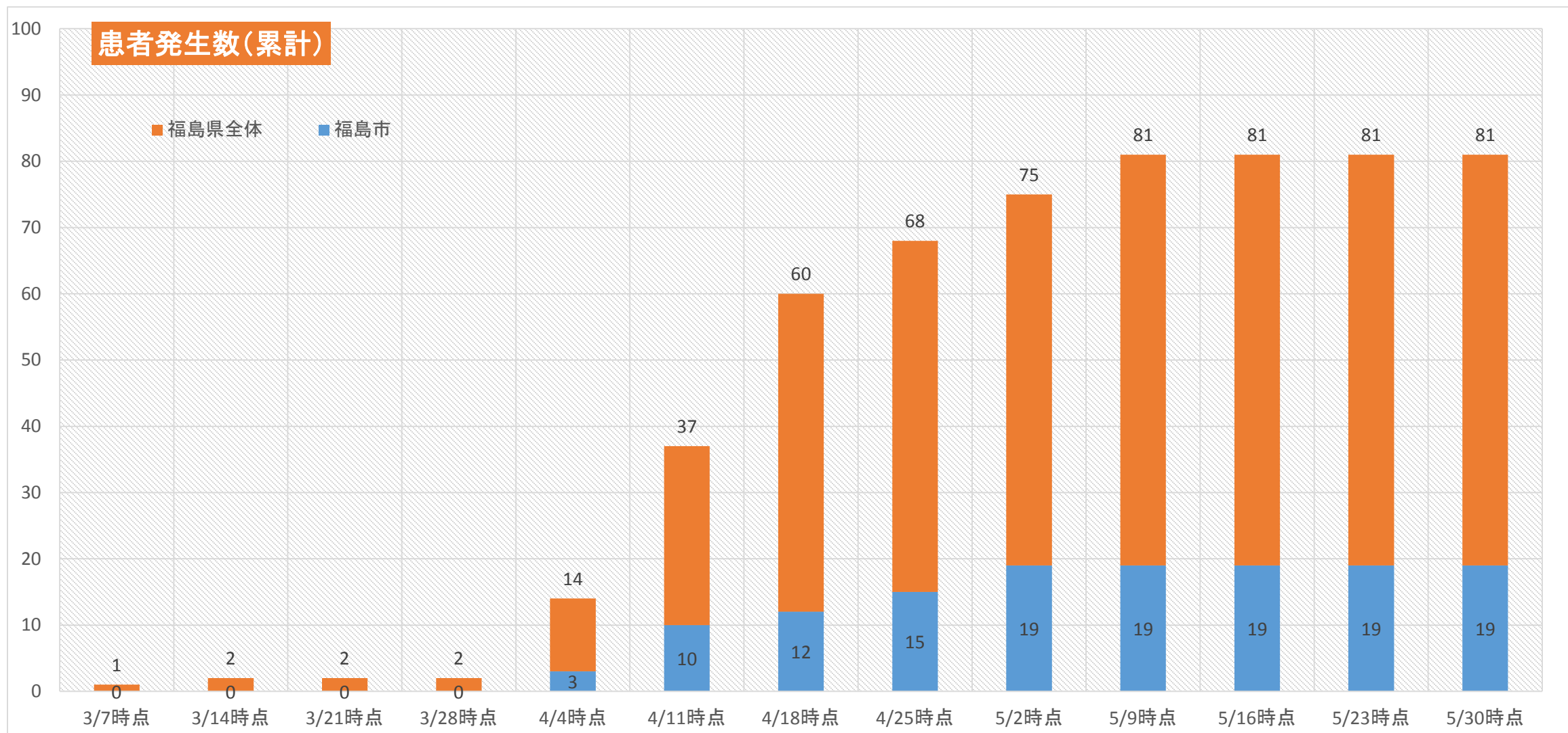
5 患者発生状況の推移(週計)

◆陽性者の発生状況



5 患者発生状況の推移(累計)

◆陽性者の発生状況



特別定額給付金(10万円/人)給付状況

令和2年6月3日現在

申請種別	給付世帯数(世帯)	給付額(万円)
緊急窓口申請	949	23,910
オンライン申請	2,745	67,810
郵便申請	47,145	1,138,120
計	50,839	1,229,840

※郵便申請分には6/5振込給付分を含む

給付率(世帯割)	41.0 %
給付率(世帯人数割)	44.5 %

(参考)令和2年6月3日現在

申請世帯数 112,515世帯 (90.8%)

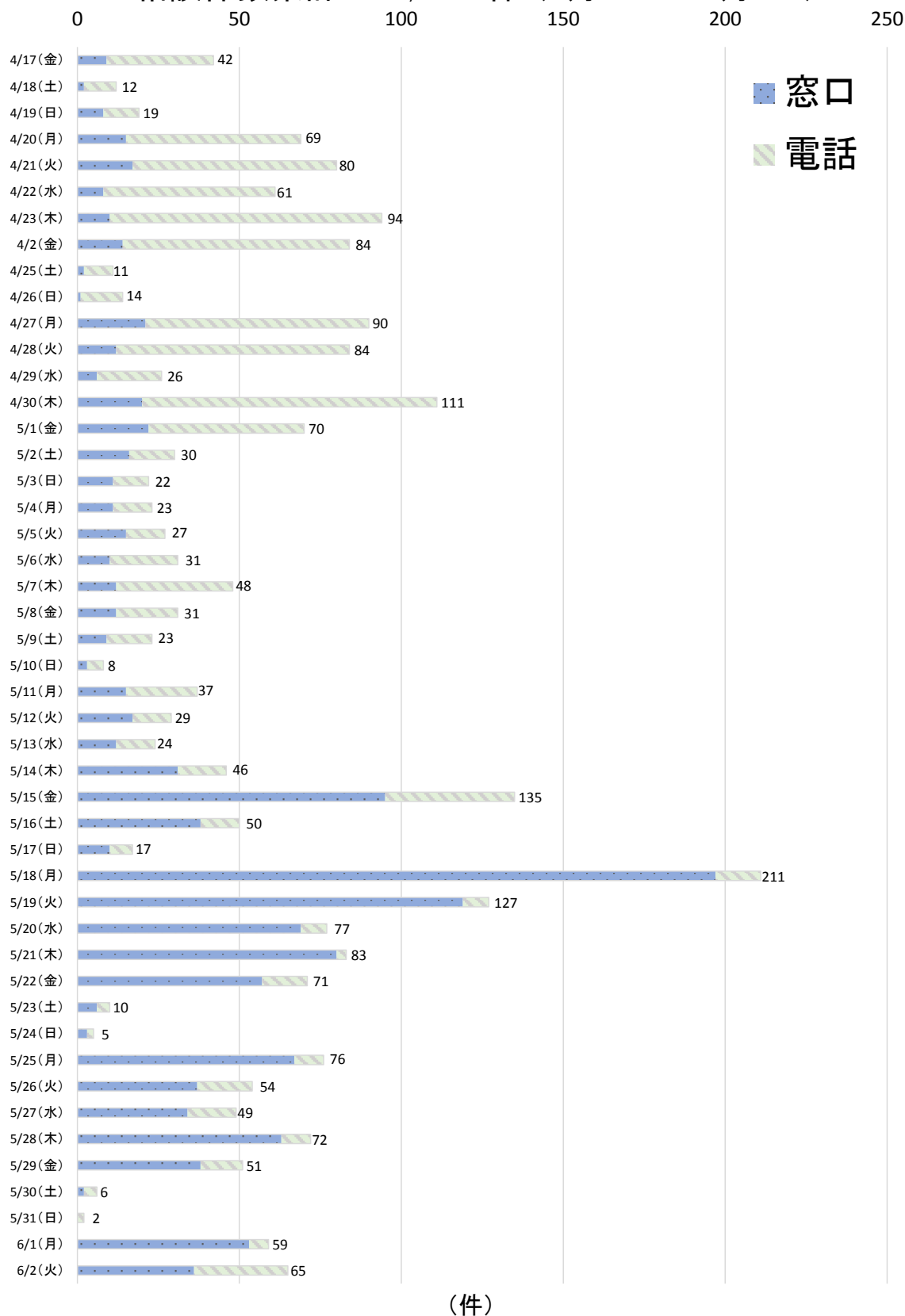
(参考)令和2年4月27日現在

給付対象世帯数 123,914世帯

給付対象人数 276,556人

新型コロナウイルス感染症に関する生活相談案内窓口

相談件数累計: 2,466 件 (4月17日～6月2日)



(件)

【直近の相談内容】特別定額給付金、中小企業・小規模事業者向け支援

セーフティネット申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 累計申請件数 (3/10~6/2 現在)

セーフティネット4号	921
セーフティネット5号	64
危機関連保証	232
計	1217



<参考>

新融資制度創設 (利息、保証料が国県より補助されるもの)

◆福島県制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金 (実質無利子型)」

取扱期間 令和2年5月1日から12月31日受付分まで

対象者 ①個人事業主 (フリーランス含み、小規模に限る) 売上減少▲5%以上

②小・中規模事業者 売上減少▲5%以上

③小・中規模事業者 売上減少▲15%以上

融資限度 運転資金、設備資金 3,000万円

融資期間 10年以内 (うち据置5年以内)

融資利率 当初3年間無利子 (固定 年1.5%以内)

保証料率 上記①、③は全期間保証料ゼロ

上記②は、全期間保証料率1/2

※融資を受ける要件として、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証による売り上げ減少の市町村の認定書が必要となる。

飲食店営業継続支援給付金申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 申請件数 (5/1~6/2 現在)

861件 (オンライン333件、郵送・持参528件)

(2) 給付決定件数 (5/1~6/2 現在)

817件 (オンライン296件、郵送・持参521件)

※決定率(2)/(1)=94.9%

(3) 給付件数 (6/4 までの振込分)

744件 (オンライン279件、郵送・持参465件)

※給付率(3)/(2)=91.1%

※次回振込予定日 : 6/5

2 制度概要

対象者 店内で消費する飲食物の提供を主たる事業とする飲食店を市内で営む
中小企業者・個人事業主

要件 ○食品衛生法第52条の規定による営業の許可を受けていること
○令和2年5月1日時点で3か月以上営業しており、今後も継続の意思
があること
○令和2年4月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること

支給額 ①テナント店舗

賃料月額 $1/2 \times 4$ か月分 (上限20万円、下限10万円)

一事業者あたり最大2店舗 40万円

②自己所有店舗

一律 5万円

一事業者あたり最大2店舗 10万円

受付期間 令和2年5月1日から6月15日